

平成 24 年 7 月

お 客 様 各 位

中ノ郷信用組合

### 復興特別所得税に関するお知らせ

平成 23 年 1 2 月 2 日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 1 2 月 3 1 日までの 25 年間、預金利息等の所得税に対して 2.1% の復興特別所得税が付加されることになりましたのでお知らせいたします。

#### 〈税 率〉

項 目		現行税率	復興特別所得税課税後
期 間		平成 24 年 1 2 月 3 1 日まで	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 49 年 1 2 月 3 1 日まで
預金等	税 率	20%	20.315%
	内 訳	国税（所得税）15%+地方税 5%	国税（所得税）15.315%+地方税 5% (復興特別所得税分 15%×2.1%=0.315%)
出資配当金	税 率	20%	20.420%
	内 訳	国税（所得税）20%	(復興特別所得税分 20%×2.1%=0.420%)

#### 〈復興特別所得税の課税対象商品〉

- 普通預金 ○納税準備預金 ○通知預金 ○定期預金 ○積立定期預金（財形預金）
- 定期積金 ○出資配当金

#### 〈復興特別所得税の課税対象取引〉

- 預金系解約取引 ○普通預金利息決算（利息元加） ○定期預金中間利払
- 定期預金自動継続 ○積立定期預金（財形預金）とりまとめ継続、年金支払等

#### 〈お取扱内容〉

- 預金及び積金・・・平成 25 年 1 月 1 日以降にお支払いするお利息にかかる所得税の適用税率を 20.315% に変更させていただきます。
- 出資配当金・・・平成 23 年度以降にお支払いする出資配当金にかかる所得税の適用税率を 20.420% に変更させていただきます。

※上記の復興特別所得税のお取扱いについては現時点での内容をご案内するものであり、今後、法令改正等によりお取扱い内容が変わる場合がございます。

詳しくは窓口または担当者にお問い合わせ下さい。